

原規規発第 2203227 号

令和 4 年 3 月 2 2 日

関西電力株式会社

執行役社長 森本 孝 殿

原子力規制委員会

大飯発電所第 4 号機の使用前事業者検査に関する

原子力規制委員会の確認の省略について

令和 4 年 3 月 4 日付け原規規発第 2203045 号をもって認可した設計及び工事の計画に係る発電用原子炉施設については、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 77 号）第 17 条第 4 号の規定に基づき、下記のとおり指示します。

記

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 43 条の 3 の 11 第 3 項の確認を受けないで使用して差し支えない。